

地理情報システムの活用による
市街化区域内農地の利活用条件に基づく
類型化手法等に関する基礎調査業務
報告書

平成 22 年 1 月

国土交通省 土地・水資源局

はじめに

平成18年6月、本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本法が制定された。同年9月、本法に基づき閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」では、大都市圏の市街化区域内農地について「市街地内の貴重な緑地資源であることを十分に認識し、保全を視野に入れ、農地と住宅地が調和したまちづくりなど計画的な利用を図る。」と示されたところである。

しかし、市街化区域内農地の宅地化促進に伴い、幹線道路沿いの宅地等に取り囲まれてあんなに取残された等の理由により、そもそも都市的利用や営農利用の困難地となって残存している市街化区域内農地が顕在化してきている。

また、市街化区域内農地を取り巻く社会経済情勢や都市住民の意識等は、地域特性に応じ異なっている。これからの都市整備やまちづくりにおいては、既存の資源活用、コミュニティ維持、歴史・文化・景観など地域の特性に応じて、担い手を明確にした計画・方策が求められるようになっており、「農地と住宅地が調和したまちづくり」を支える制度もこうした視点に立脚して構築される必要がある。

本調査は、全国の特定市の市街化区域内農地について、その利活用条件に基づく類型化を行い、こうした施策検討の重要な基礎資料を作成するものである。

■ 調査フロー

